

(請求人様)

名古屋市監査委員	ば	ば	のりこ
同	坂	野	公 壽
同	鈴	木	邦 尚
同	橋	本	博 孔

### 名古屋市職員措置請求について（通知）

平成 26 年 11 月 21 日に提出された名古屋市職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

#### 1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項の請求要件を欠いており、これを却下する。

#### 2 理 由

##### (1) 請求の趣旨

本件住民監査請求は、本市が名古屋市街頭犯罪抑止環境整備事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）において、学区連絡協議会等による防犯カメラの設置を補助の対象と規定し、正保学区連絡協議会に対し防犯カメラの設置に係る補助金を交付したことは、地方自治法、憲法、自由権規約、地方公務員法、刑法、刑事訴訟法、道路法、警察法、破壊活動防止法、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律、地方財政法に反し又は抵触し、重層複合的に違法不当であるとし、その主な理由として、

ア 交付要綱第 3 条（交付の対象）で「防犯カメラ設置事業」として加えられており、市民側に「受忍義務」を課している人権侵害的物件であるのに法律、条例の具体的規定（市長の定める規則ですらない）に因らないでこの規定を設けた事は、法の支配を潜脱する手段としての脱法行為であること

イ 特に重要施設も見当たらずその強度の蓋然性も感じられない地区に防犯監視カメラを設置することは、不必要にプライバシー侵害と付加刑を課し、当

然に防犯カメラに監視機能を持たせてモニタリング録画し不当に「情報収集」することも当然に可能であり、当局等が何らの法律の根拠も法的担保、拘束力もない段階で、防犯監視カメラを設置することは刑法、刑事訴訟法、道路法、自治法に抵触違反し、国民の趣味嗜好、交友関係、行動を逐一監視することも可能となり、憲法第 19 条“思想及び良心の自由”を脅かし、自由権規約第 5 条第 1 項、第 2 項、第 9 条、第 17 条“何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して、恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない”に反し自由を萎縮させ、更なる人権侵害に繋がる虞があること

ウ 学区連絡協議会等は何れもその実態は地縁団体であり、扱い方を間違うと忽ち盲目的に人権侵害を担う団体と化し、またその機関となり担う素地があり、警察の下部組織として機能しており、又その人的協力関係、相互依存関係から癒着の温床となり易く、その何れも相互の要求に与し易い関係にあり、警察当局から要求されて従属的に漫然とその撮影記録を提供し閲覧させ、又は地縁団体内での異端狩り等の不当な目的に使用する虞があること

エ 学区連絡協議会は町内会等を母体とするその構成に偏りのある「公共性において純化されていない」任意の地縁団体に過ぎず、何らの権力的権能を有するものでもなく、憲法第 94 条の“行政を執行する権能”も当然に無いにも拘らずその実態は、国、都道府県、市町村、に続く統治団体としての「影の普通地方公共団体」として機能し「地縁団体の許容する範囲内」の恣意的不寛容な「モラル」、「マナー」を押し付けて非公平公正中立の「土着の政治的団体」の色合いを強く帯びており、安心・安全で快適なまちづくりなごや条例においてこれらを「公共的団体」と位置付けたことは自治法第 260 条の 2 第 6 項に反すると言わなければならないこと

オ 地方自治法第 232 条の 4（支出の方法）第 1 項は“会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令が無ければ、支出をすることができない”との規定から、支出命令は、本来、法が長自ら執行することを予定していると解される長の固有事務としての専権事項であり、これを長以外の補助職員が地方自治法第 153 条長の事務の委任・代理権にて「副市長以下代決規程」により別表第一 財務関係 49 に「支出命令」を課長専決とし、執行機関の欄に地域安全推進課長の押印により、決裁したことは同法の支出の方法に違反していること

カ 平成 25 年第 32 号議案の平成 25 年度名古屋市一般会計予算において、議決科目は款 市民経済費、項の市民生活費だけで相当概括的であり、小事業の街頭犯罪抑止環境整備事業助成において地域安全推進課長以下事業主管等が具体的に「防犯カメラ設置」に対する補助事業を決定し、事業助成として行

っていることは人権上不適切であり、執行機関としての行政裁量を逸脱したものであること

と主張している。

よって、①正保学区連絡協議会に支出した金額 131 万 7 千円の市への返還、②その他の団体へ支出した同事業補助金の市への返還、③引き続き今年度予算として計上された 3,600 万円の支出確定していない分の支出凍結、④港土木事務所が占有物件（電柱等添加）として同地区に設置許可した防犯カメラ及びその他市内で同様に設置許可されている防犯カメラの占有許可取り消し、⑤正保学区連絡協議会、名古屋市、愛知県警の連盟（プレートに表記されている）で設置されている同地区の防犯カメラの撤去、若しくは運用停止（レンズにキャップを施す）、同事業補助金により市内に設置された防犯カメラに対する同様の措置、並びにそれらにより入手した画像の廃棄、⑥今後の「防犯カメラ事業補助金」名目の予算執行停止、支出負担の禁止、⑦道路の占有の許可基準を定める要綱第 25 条の 2（防犯カメラ）の規定の削除、又は道路の占有の許可基準を定める要綱の廃止、⑧交付要綱（交付の対象）第 3 条前段「防犯カメラの設置」の文言、条文の削除、⑨交付要綱（交付の対象）第 3 条 2、補助金交付対象である「学区連絡協議会等」の地縁団体（概算払いの理由の中で、公共的団体と見なしている）の文言、条文の削除、⑩安全・安心で快適なまちづくりなごや条例の廃止勧告、⑪名古屋市区政協力委員規則の廃止勧告、⑫副市長以下代決規程第 4 条(2) 2 “予算の編成に関すること”を“予算の編成及び支出命令に関すること”に改めること、及び第 7 条（局長等の共通代決権限事項）、別表第 1 財務関係 49 で課長専決での支出命令の文言削除、の措置を求めるものである。

## (2) 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、財務会計上の行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示していなければならないとされており、財務会計行為の前提となる先行行為を違法と主張する場合には、先行行為の違法が財務会計行為の適正な運営の観点から看過できないと判断されるような直接的な関係が認められることが必要であるとされている。

まず、請求人が求めている①から⑫の措置の内容を見ると、②③④⑤⑥⑦⑩⑪については、本件請求に係る財務会計行為とは直接の関係がないことから、

地方自治法第 242 条第 1 項に規定されている必要な措置には該当しない。

次に、①⑧⑨の正保学区連絡協議会に支出した金額 131 万 7 千円の市への返還並びに交付要綱の「防犯カメラの設置」及び「学区連絡協議会等」の文言、条文の削除について、当該事項に係る違法又は不当の理由は、防犯カメラは人権侵害的物件であり、憲法第 19 条に規定されている思想及び良心の自由を脅かし、自由権規約に反していること、防犯カメラの設置者である学区連絡協議会やその関連団体は公共性がなく、人権侵害等の不当な行為を行うおそれがあることなどの請求人の主張を前提とするものであるが、これらの主張は、いずれも財務会計上の行為である補助金の交付自体の違法又は不当を対象とするものではなく、また、その多くが請求人の憶測や法令等に関する独自の見解に基づいて違法又は不当をいうものであるなど、財務会計行為の適正な運営の観点から看過できないと判断しうるような事実を摘示しているものとはいえないことから、財務会計上の行為の違法又は不当を対象として設けられた住民監査請求の制度にはなじまないものである。

また、⑫副市長以下代決規程の規定の改正・削除について、請求人は、地域安全推進課長への委任・代理による支出命令は地方自治法第 232 条の 4 第 1 項に反していると主張しているが、当該規定は、文理上、会計管理者による支出の方法について規定するものであって、普通地方公共団体の長による支出命令の委任又は代理を禁止する規定とは解されないこと、同法第 153 条第 1 項の規定においても、支出命令の委任等が禁止されているものではないこと、さらに、議会の議決を経るべき予算の様式は同法第 211 条等において款項に区分することとされていることから、本件支出の違法性又は不当性について摘示しているとはいえない。

よって、本件は住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)